

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

栃木県日光市

2. 参加法人

医療法人社団双愛会	足尾双愛病院、介護老人保健施設そうあい、介護医療院 そうあい
社団医療法人明倫会	今市病院、日光野口病院
医療法人秀明会	大澤台病院
医療法人栄仁会	川上病院
学校法人獨協学園	獨協医科大学日光医療センター
公益社団法人地域医療振興協会	日光市民病院、介護老人保健施設にっこう
医療法人英静会	森病院、介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ(森の家) 訪問看護ステーションフォレスト日光
医療法人矢尾板記念会	見龍堂クリニックかわせみ、見龍堂医療福祉総合クリニック、 認知症高齢者グループホームかわせみ、介護老人保健施設 今市Lケアセンター、介護老人保健施設メディケアユニット、 介護医療院だんえん、居宅介護支援事業所かわせみ、 ヘルパーステーション見龍堂メディケアユニット
医療法人社団志幸会	木村内科医院 新沢外科（個人開業）
医療法人ホワイト 日光市	鬼怒川クリニック 市立奥日光診療所、市立小来川診療所、市立国民健康保 険栗山診療所、市立三依診療所、市立湯西川診療所 市立休日急患こども診療所

3. 理念・運営方針

〔理念〕

- ①急速に進む人口減少、少子高齢化の中においても、日光市内において継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう地域医療機関が一体となって医療提供体制の維持・確保を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療に加え、介護・福祉の充実にも努めていく。
- ②また、地域医療構想の達成及び市内における地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めていく。

〔運営方針〕

- ①参加医療機関が相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携を進めることにより、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
- ②日光市内の各地区において、住み慣れた地域で切れ目なく適切な医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、急性期から回復期及び慢性期医療の提供に加え、在宅医療の充実にも努めるとともに、介護施設等との連携強化を図る。
- ③県西地域医療構想の達成に向けて、回復期病床の充実を図るなど病床機能の転換等を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、病病連携、病診連携、診診連携及び介護との連携の強化を図る。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

①医療機能の分担及び業務の連携のための取組

- ・日光市内各病院等の医療機能・役割については、診療報酬における届出入院基本料に基づく施設基準や各病院の医療提供範囲などにより位置づけることができるが、急速な人口減少、少子高齢化においても、引き続き患者の状態に応じて、必要かつ十分な医療が効率的に受けられるよう、病院等間での患者紹介、逆紹介を進めていく。

- ・そのため、地域医療連携クリティカルパスの導入・拡充を検討し、患者情報の共有により移動の円滑化を図る。
- ・また、各病院等横断的に入退院調整を行う機能を構築する。
- ・将来的には重症度、医療・看護必要度等による転院にかかる基準の設定も視野に入れ、連携を強化する。
- ・合わせて、医療機能分担及び業務の連携に関する講演等を行い、市民及び医療従事者向け普及啓発を行う。

②医療従事者の確保・育成のための仕組みづくり

- ・各病院が将来にわたって安定的に医療提供を行っていくことができるよう、必要に応じて参加法人間で職員の派遣等を行う。また、在籍型出向についても課題の解決が図られた段階で導入を検討する。
- ・さらに各種研修会の共同開催や連携法人での採用窓口の整備、採用活動の一部共同実施を検討し、人材の確保育成について連携を強化する。

③医療機器等の共同利用等が行える仕組みづくり

- ・高額医療機器の重複投資を抑制することを目的として、参加法人間で共同利用できる仕組みを構築する。
- ・また患者の診療データが共有化できる仕組みの検討を進めていく。

④医療材料、医薬品等の共同交渉、共同購入による経営効率化の取組

- ・参加法人全体でのスケールメリットを活かした医療材料、医薬品等の共同交渉、共同購入を進め、各法人の経営効率化を図る。
- ・実施に向けては各病院が採用している医薬品種類の統一化などの課題もあるため、まずは他県での実施効果などを見極める等研究を進める。

⑤在宅医療の充実のための取組

- ・県西地域医療構想においては、在宅医療の社会資源は乏しく、患者のニーズにどう応えるかが課題であるとされ、在宅医療の充実が求められているため、まずは在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等との連携を推進し情報の共有化を進め、既存資源の活用により在宅医療の充実を図っていく。

⑥病床の活用、診療所等との連携に向けた取組

- ・地域医療連携推進法人への参加法人間においては、病床過剰地域においても病床の融通を行うことが可能であり、病床の廃止がある場合においては、法人内での活用についての検討を行う。
- ・病診連携の推進を図るため、各病院に未整備の診療科目において、入院患者が入院先病院で受診できるような体制の整備を進めていく。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- 病院等における在宅復帰の促進を図るためには、介護事業所等への患者の移動が円滑に行われるよう病院と介護施設との連携を進めていく。
- また介護事業所の在宅復帰率の向上につながるよう、介護事業所を持つ参加法人間で連携を強化し、退所見込み向上に向けた施策の検討等の課題の解決を図る。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。